

# 日本語教員とは何か

## —戦後の日本語教員養成政策の観点から—

沖 裕子

(信州大学人文学部・助教授)

キーワード：日本語教員の定義 日本語教員養成 日本語教育能力検定試験  
教員と教師 日本語教師論

### 要旨：

日本語教員養成および日本語教育能力検定試験に関する文部省、文化庁の答申・報告書に示された理念の変遷に即しながら、日本語教員の定義に関係する記述がどのように成されてきたかを整理した。その結果次のようなことが指摘できた。

- ①日本語教員とは何かに関して、外延規定がない。
- ②日本語教員とはどうあるべきかという理念については記されている。
- ③最新の日本語教員養成に関しては、日本語教育を行う根拠が示されていない。
- ④最新の日本語教育能力検定試験に関しては、外延規定も理念も述べられていない。
- ⑤日本語教育施設における日本語教員資格には、日本語教員養成課程の単位修得が必要条件とはなっていない。

①から⑤までは、日本語教員養成政策に関する整理である。これをみると、日本語教員とは何かについて明確に定義されているとはいえないばかりか、近年になるほど日本語教育や日本語教員とは何かという根幹的な問いが棚上げにされていく状況が分かる。また、日本語教育施設における日本語教員資格には、日本語教員養成課程の単位修得は必須ではない。そのことも、問いを軽視させる傾向に加担している可能性がある。

### 1. はじめに

国語教員もしくは国語教師とは何かという定義は、母語教育である国語教育において明確になされている。ところが、日本語教員（日本語教師）とは何かと問われると、これに関した明確な定義は未だ行われていないのが現状である。

日本語教員養成が成されている現在にあっても、日本語教員という概念自体が不明確なままそれを行う事態には、それなりの歴史的背景があるはずである。

日本語教育学会誌『日本語教育』第25号（1974年12月）は、特集「日本語教師論」

を組んでいるが、そこで論じられているのは、日本語教師とはどうあるべきかとの論議が中心で、日本語教師とは何かという論議にはなっていない。

そこで、本稿では、日本語教員養成および日本語教育能力検定試験に関する文部省、文化庁の答申・報告書を紐解くことによって、担当省庁である文部省(現文部科学省)、文化庁などの示してきた考え方の変遷に即しながら、日本語教員とは何かを整理していきたい。なお、答申・報告書では「日本語教員」を使用しているため、本稿でも「日本語教員」を用いていく。しかし、日本語教員を、日本語教育界では「日本語教師」と呼ぶことがある。また、これからみていくように、日本語教員についての定義は不明確であり、法律的な規定もない。さらに、日本語教員の概念が日本語教育の現状とともに拡大して、地域日本語教育のボランティアなどの支援者等も含むようになってきた現代では、教育職員の意味合いを含む日本語教員より、日本語教師を用いることがむしろ適切な論議ができる場合もあるかと思う。ただし、本稿で扱えたのは、答申・報告書による日本語教員の定義であるため、暫定的に、「日本語教員」という術語を使用するものである。

なお、本研究は、戦後日本語教育史において、日本語教師養成の変遷過程を位置づける試みのひとつである。

## 2. 国語教師の定義

日本語教師の定義がどう成されているかをみる前に、『国語教育研究大辞典』(注1)から、国語教師の定義をみておきたい。

国語教師の項目(同掲書 323~326 頁)は、白石寿文氏が担当しており、次のような小項目から成っている。

国語教師

定義

教師と教員

教師の養成

教育実習

教師の資格

国語教師の人的魅力

教師の採用

教師の研修

初任者研修

学習活動と教師の役割

定義の部分を以下に引用する。

#### 定義

「国語教師」は、担当教科目の点で、他教科（例えば外国語・英語、算数・数学等）の教師と区別される。「国語教師」は、教育職員免許法に基づく免許を有し、専ら国語（母国語）科教育実践に従事する正規の教諭＝国語科教諭＝を最狭義とする。やや広げると、小学校・中学校・高等学校・大学をはじめ、各種学校の国語（母国語）関係の教員＝国語教員＝を指す。俗に言う「国語の先生」である。更に広げると、言語文化を創造し、研究し、論評する人、言語情報を生み、送り届け、処理する人、言語生活のいろいろな面で啓蒙的指導的立場にある人等々、多くの専門家も「国語教師」と言える。最広義には、おとなたちは全て、子どもたちにとって「国語教師」＝ことばの指導者・助言者・被模倣者＝と考えるべきである。

「定義」に続く「教師と教員」の項も参照すると、法律でいう「教育職員」を教員ということがあるが、その教員のことを教師とする表現が増えており、教師と教員はほぼ重なる概念であるとしている。

国語教師は、教科の教員であることを最も狭い定義とし、広くは、子どもたちにとってのおとなをすべて国語教師であるとしている。ここには、外延的定義がみられる。

### 3. 日本語教員はどのように定義されてきたか

日本語教育学会が編んだ『日本語教育事典』に「日本語教師」の項目（664～665頁）がある。説明は「日本語教育で日本語教師の果たすべき役割の大きさについては、」で始まっており、日本語教師とはいかにあるべきかの説明が主であって、日本語教師とは何かについての定義は見当たらない。日本語教師に必要と考えられる一般的な能力と、日本語教育の多様性に応じて必要と考えられる応用的能力についてが、「日本語教育推進対策調査会報告」からまとめている。

同事典の初版刊行は1982年であり、1984年に文部省が発表するいわゆる「留学生受入10万人計画」発表の前々年のことである。留学生受入10万人計画に伴って、戦後日本の日本語教育環境の整備は急速に充実、発展してきたという事情を勘案すれば、日本語教育そのものについての研究自体も手薄であった時代にあつて、日本語教師の定義と記述を求めることは、無理があるというべきかもしれない。

しかしながら、これから以下にみていく日本語教員養成に関連した1985年以降の調

査研究の報告書にも、日本語教師あるいは日本語教員についての明確な定義やその外延的把握は、必ずしも見当たらないのである。

#### 4. 戦後日本の日本語教育と日本語教員養成

以下、日本語教員の定義に入る前に、戦後日本の日本語教育関連の重要な動きを概括しながら日本語教員養成に関する流れを把握し、次に日本語教員養成に関する調査研究報告書を紐解きながら、その理念と教員養成政策がどのような変遷をたどったかを押さえてみたい。その中で、日本語教員とはどのように位置づけられ、定義されているかを考察していくことにする。

今、山下(1998)から、第2次大戦後を中心に、日本語教員養成との関係で重要な日本語教育関係の動きを少しく広く抜き出してみると次のようになる。

|              |                  |  |
|--------------|------------------|--|
| 昭和 15(1940)年 | 日本語教育振興会         | 設立                                       |
| 昭和 20(1945)年 | 日本語教育振興会         | GHQ の指令により解散                             |
| 昭和 21(1946)年 | 言語文化研究所          | 設立。日本語教育振興会の事業を財団法人とし継承。理事長に長沼直兄。        |
| 昭和 23(1948)年 | 長沼直兄             | 在日宣教師団の要請により言語文化研究所附属東京日本語学校開校。校長に就任。    |
| 昭和 25(1950)年 | 言語文化研究所附属東京日本語学校 | 第1回日本語教師夏季講習会開催。戦後初の公開日本語教師養成講習会。受講者12名。 |
| 昭和 29(1954)年 | 文部省              | 国費外国人留学生招致制度発足。                          |
| 昭和 32(1957)年 | 日本国際教育協会         | 文部省外郭団体として設立。                            |
| 昭和 37(1962)年 | 外国人のための日本語教育学会   | 設立。初代会長鳥養利三郎。『日本語教育』発刊                   |
| 昭和 38(1963)年 | 日本国際教育協会         | 第1回私費留学生統一試験実施                           |
| 昭和 39(1964)年 | 文部省              | 留学生課設置                                   |
| 昭和 40(1965)年 | 文部省              | 日本語教育研修会開催。以後主催者は文化庁、国立国語研究所へと移る。        |
| 昭和 45(1970)年 | シンガポール教育省        | 日本語教師養成講座開設。シンガポール                       |

|              |                 |   |
|--------------|-----------------|---|
|              |                 | 人日本語教員の養成                                   |
| 昭和 47(1972)年 | 国際交流基金          | 設立  |
| 昭和 48(1973)年 | 国際交流基金          | 第 1 回海外派遣日本語教員研修会、第 1 回海外日本語教員研修会開催         |
| 昭和 49(1974)年 | 国立国語研究所         | 日本語教育部設置                                    |
| 昭和 51(1976)年 | 国立国語研究所         | 日本語教育部を日本語教育センターに改組                         |
| 昭和 51(1976)年 | 天理大学            | 日本語教員養成課程設置                                 |
| 昭和 52(1977)年 | 日本語教育学会         | 社団法人となる。                                    |
| 昭和 59(1984)年 | 中国帰国孤児定住促進センター  | 開設  |
| 昭和 59(1984)年 | 文部省学術国際局留学生課    | 「21 世紀の留学生政策の展開について」<br>(通称 留学生 10 万人計画) 発表 |
| 昭和 59(1984)年 | 日本国際教育協会、国際交流基金 | 共催で日本語能力検定試験開始                              |
| 昭和 60(1985)年 | 筑波大学            | 日本語・日本文化学類を設置                               |
| 昭和 61(1986)年 | 外国人就学生受入機関協議会   | 設立  |
| 昭和 63(1988)年 | 日本国際教育協会        | 第 1 回日本語教育能力検定試験実施                          |
| 平成元(1999)年   | 国際交流基金          | 日本語国際センター開設                                 |

国内の留学生数が増え始めたのは、通称留学生 10 万人計画後のことであり、また、日本語教員養成課程は、私立大学では 1976 年に天理大学、国立大学では 1985 年に筑波大学におかれたのが早い。筑波大学では、日本語・日本文化学類、通称日・日（にちにち）の学生は、所定の卒業単位を修得すれば、自動的に日本語教員養成主専攻課程の履修が可能なようにカリキュラムが構成されていた。筑波大学の日本語・日本文化学類の設置後、全国各地の国立大学でも、徐々に日本語教員養成課程が増えていくことになる。平成 12 年 11 月 1 日現在、日本語教員養成機関は、国公私立大学 106、大学院 26 短期大学 8、計 140 機関ある。(一般の日本語教員養成実施機関・施設は 167。以上、文化庁ホームページ <http://www.bunka.go.jp/1/2/2e/H12/H12-2-0.html> による。)

## 5. 日本語教員養成に関する各種答申・報告

戦後、日本語教員養成に関連して提出された各種答申、報告を年代順に並べると以下ようになる。(注2)論者が実際に入手できたものについては、それぞれ第1行目に報告書の題名、2行目に発行日、3行目に調査母体(報告書の提出者)、4行目に報告書の体裁を、また5行目に調査の委託・協力に関する注記を記す。

- ①『日本語教育の在り方(日本語教育改善の方策に関する意見)』  
昭和39(1964)年3月  
文部省調査局
- ②『外国人に対する日本語教育の推進の具体策について』  
昭和49(1974)年2月19日  
日本語教育推進対策調査会報告
- ③『教育・学術・文化における国際交流について』  
昭和49(1974)年5月27日  
中央教育審議会答申
- ④『日本語教員に必要な資質・能力とその向上策について』  
昭和51(1976)年3月31日  
日本語教育推進対策調査会報告
- ⑤『日本語教育の内容・方法の整備充実に関する調査研究について』  
昭和54(1979)年3月19日  
日本語教育推進施策調査会報告
- ⑥『日本語教員の養成等について』  
昭和60(1985)年5月13日  
日本語教育施策の推進に関する調査研究会報告
- ⑦『日本語教員検定制度について』  
昭和62(1987)年4月10日  
日本語教員検定制度に関する調査研究会報告
- ⑧『日本語教育施設の運営に関する基準について』  
昭和63(1988)年12月23日  
日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議報告
- ⑨『現代の国語をめぐる諸問題について』  
平成5(1993)年6月8日  
国語審議会報告

- ⑩『日本語教育推進施策について—日本語の国際化に向けて—』  
平成 5(1993)年 7 月 14 日  
日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議  
A4 版  
\*この調査研究に関する事務は、省内関係局課の協力を得て、学術国際局  
国際企画課教育文化交流室において処理。
- ⑪『日本語教育のための教員養成について』  
平成 12(2000)年 3 月 30 日  
日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議  
A4 版 34 頁  
\*この調査研究に関する庶務は、文化庁文化部国語課において処理。
- ⑫『日本語教育のための試験の改善について—日本語能力試験・日本語教育能力  
検定試験を中心として—』  
平成 13(2001)年 3 月 30 日  
日本語教育のための試験の改善に関する調査研究協力者会議  
A4 版 31 頁  
\*調査研究に関する庶務は、国際交流基金及び財団法人日本国際教育協会  
の協力を得て、文化庁文化部国語課において処理。
- ⑬『平成 12 年度文化庁委嘱事業 日本語教育施設における日本語教員養成につ  
いて』  
平成 13(2001)年 3 月 28 日  
財団法人 日本語教育振興協会  
日本語教育施設における教員養成の教育課程に関する調査研究委員会  
A 版 53 頁  
\*文化庁委嘱
- ⑭『大学日本語教員養成課程において必要とされる新たな教育内容と方法に関す  
る調査研究報告書』  
平成 13(2001)年 3 月 28 日  
日本語教員養成課程調査研究委員会  
A4 版 189 頁

## 6. 日本語教員に関する定義の変遷

### 6.1 『日本語教員の養成のために』

日本語教員養成は、「大学」と「大学以外の日本語教員養成機関」とに大別される。これらの機関での日本語教員養成を方向づけ、明確に規定していったのは、1985年5月13日に提出された『日本語教員の養成等について』（前章⑥）である。日本語教師の養成については、これに基づいて「日本語教員養成のための標準的な教育内容等」が示され、平成12(2001)年までは、それに従って行ってきた。ここでは、次のような別を設けてそれぞれの単位数が示されている。

一般の日本語教員養成機関

大学の学部日本語教育副専攻

大学の学部日本語教育主専攻

大学院修士課程 A コース

大学院修士課程 B コース

一般の日本語教員養成機関については、大学卒を基礎資格とし、大学の学部の副専攻課程と同等程度の教育内容・水準を確保する、とある。大学院修士課程は、学部における日本語教員養成の主専攻課程を修了した者を対象とするコースとそれ以外の者を対象とするコースに分けられている。

しかしながら、日本語教員養成は免許制度に基づいているわけではなく、また、4分類5種の日本語教員に必要な知識・能力の枠に対応する授業科目については、各機関の実情に応じて設定されることが緩やかに認められていたため、運用実態はかなり幅のあるものになっていたことは、当時の各大学の便覧などに掲載されているカリキュラムから知られることである。

「日本語教員養成のための標準的な教育内容等」の項には、日本語教員について、次のような表現が見られる。

日本語教育は、我が国と諸外国との国際交流を活発化し、我が国に対する理解を深めるための基盤を培うものであり、これを推進する日本語教員には、国際的感覚と幅広い教養、豊かな人間性、日本語教育に対する自覚と情熱、日本語教育に関する専門的な知識・能力などが要求される。

日本語教育の一層の充実のためには、日本語教育の専門家として必要な知識・能力を有する優れた日本語教員の養成が不可欠であり、このためには、日本語教

員養成における教育内容・水準の基準が明確にされることが必要である。

なぜ日本語教育を行うか、その根拠については、「我が国と諸外国との国際交流を活性化し、我が国に対する理解を深めるための基盤を培うものであり」と述べられている。ただし、日本語教員とは何かという点に関しては、その外延を規定したものではなく、望まれる資質などの理念が述べられるにとどまっている。

## 6.2 『日本語教育のための教員養成について』

『日本語教員の養成のために』から15年後の平成12(2000)年3月30日、『日本語教育のための教員養成について』(前章⑩)が、日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議から提出された。

『日本語教員の養成のために』で示された「標準的な教育内容」を、そのまま適用するのではなく単位の読み替えをしながら活用している場合が多くなったとし、多様な学習需要に応えた教育をしようとするために、「標準的な教育内容」ではなく、「基礎から応用に至る選択可能な教育内容」を示すとしている。なお、今後はこの答申に従って日本語教員養成が行われていく。

日本語教員とは何かについての外延規定はないが、日本語教員として望まれる資質・能力については、次のように記されている。

### ①日本語教員として望まれる資質・能力

今後の日本語教員養成における新たな教育内容を提示するに当たって、日本語教員に求められる資質・能力として、次のような点が重要であると考える。

#### ア. 日本語教員としての基本的な資質・能力について

日本語教員として望まれる資質・能力として、まず基本となるのは、日本語教員自身が日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていることである。

その上で、これからの日本語教員の資質・能力として、次のような点が大切であると考える。

- (ア) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (イ) 日本語ばかりでなく広く言語に対して深い関心と鋭い言語感覚を有していること。
- (ウ) 国際的な活動を行う教育者として、豊かな国際的感覚と人間性を備えていること。

(エ) 日本語教育の専門家として、自らの職業の専門性とその意義についての自覚と情熱を有すること。

ここには、「標準的な教育内容」にはあった、なぜ日本語教育を行うかという規定がみられない。国内在住の外国人が増え、日本語教育が多様化するにしたがって、「国際交流」という、国家を基盤にした叙述では説明が難しくなった背景があるということは言えるだろう。しかしながら、「新たな教育内容」の総枠を示すからには、なぜそうした日本語教育を行うかという根拠がほしい。教育内容の基本となるのが「日本語教育とはコミュニケーションである」という考え方のみでは、記述に不満が残る。コミュニケーションとは何かという規定もなされていない。

なぜ日本語教育を行うのかという、基本的で重要な事項に対する見解を避けたこと、あるいはその重要性に対する認識が薄いことが、この指針を分かりにくくしている原因の一つともなっていると考える。

### 6.3 『日本語教員検定制度に関する調査研究会報告』

また、この時代、日本語教員検定制度については、昭和 62(1987)年 4 月 10 日に、『日本語教員検定制度に関する調査研究会報告』(前章⑦)が提出されており、基本的考え方が次のように記されている。

#### 基本的考え方

日本語教員には、国際的感覚と幅広い教養、豊かな人間性、日本語教育に対する自覚と情熱、日本語教育に関する専門的知識・能力等の資質・能力が要求されるが、日本語教員検定は、これらの資質・能力のすべてについて審査するものではなく、日本語教育に関する知識・能力が日本語教育の専門家として必要とされる水準に達しているかどうか、その到達度を試験の方法により審査し、証明するものとして実施することとする。

このことから、試験の実施にあたっては、その名称を、例えば、日本語教育能力試験とする等、日本語教員として必要な資質・能力のすべてについて審査するものではないことを明らかにする必要がある。

この検定は日本語教員となるための資格を付与するものではないが、これにより日本語教員の専門性の確立とその待遇の改善が図られ、もって日本語教育の水準の一層の向上に資することが期待される。

日本語教師に関しては、ここでもいかにあるべきかという理念は示されるものの、日本語教員とは何かという、外延規定は認められない。

## 6.4 『日本語教育のための試験の改善について』

平成 13(2001)年 3 月 30 日に出された同掲書（前章⑫）の「日本語教育能力検定試験の水準」には、次のような記述が見られる。

### 日本語教育能力検定試験の水準

日本語教育能力検定試験は、大学学部の日本語教員養成副専攻課程修了の水準を想定した試験となっているが、日本語教育の専門家の活躍の場が多様化し、より専門的な知識・能力が必要とされる教育の場においては、現在の日本語教育能力検定試験の合格水準を満たす知識や能力だけでは十分に対応できないという問題もある。

また、日本語教育能力検定試験の水準については、現行の水準（大学学部の日本語教員養成副専攻課程修了者相当）を保ちながら、日本語教育の世界により多様な人材の参加が期待でき、幅広い知識とより実践的な能力を測定できるものが求められている。また、現行の水準の試験とは別に一段高い水準の試験を新たに設けることについて検討することも期待されている。このような多角的な検討を要する日本語教育能力検定試験の水準設定については、実施形態等と合わせた検討も必要である。

1985 年の『日本語教員の養成について』から 14 年を経、留学生の著しい増加や、外国人の日本への就労人口の増加に伴って、日本語教育の現場が多様化したことが指摘されている。そして、多様な人材の参加を期待するために、教育能力検定試験の内容も多角的な検討を要するとしている。しかしながら、多様化した結果、日本語教員はどのように定義されるかという外延規定は見られない。それだけではなく、日本語教員にはどのような資質・能力が求められるべきかという、これまでの答申・報告書にはあった理念すら消えてしまっていることが特徴である。

ちなみに、内容の節見出しを掲げると次の通りである。教員養成に関する理念がなく、「学習到達目標として」、「日本語教育施設に教員として採用されるための条件として」、いかに試験を行うかという技術的態度に貫かれている。

## II 日本語教育能力検定試験の改善について

### 1 日本語教育検定試験の現状と課題

- (1) 日本語教育能力検定試験の現状
- (2) 日本語教育能力検定試験の課題

#### ①日本語教育能力検定試験の内容

- ②日本語教育能力検定試験の水準
- ③日本語教育検定試験の出題範囲
- 2 日本語教育能力検定試験の内容の改善について
  - (1) 日本語教育能力検定試験の基本的な在り方
    - ①日本語教育能力検定試験の内容および水準
    - ②日本語教育能力検定試験の受験資格
  - (2) 日本語教育能力検定試験の出題範囲

## 7. 日本語教員の専門性

また、昭和 63(1988)年に提出された『日本語教育施設の運営に関する基準について』（前章⑧）では、「教員の資格」として、次のような条項をあげている。

（教員の資格）

- 10 日本語教育施設の教員は次の各号の一に該当するものとする。
- 一 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻（日本語教育科目 45 単位以上）を修了し、卒業した者
  - 二 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を 26 単位以上修得し、卒業した者
  - 三 日本語教育能力検定試験に合格した者
  - 四 次のいずれかに該当する者で日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの
    - (1) 学士の称号を有する者
    - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2 年以上学校、専修学校、各種学校等（以下「学校等」という。）において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者
    - (3) 専修学校の専門課程を修了した後、学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教育に従事した期間とを通算して 4 年以上となる者
    - (4) 高等学校において教諭の経験のある者
  - 五 その他これらの者と同等以上の能力があると認められる者

日本語教育施設における教員の資格として、先に見た 1985 年 5 月『日本語教員の養

成のために』に基づいて、主専攻、副専攻課程の単位を修得した者、また、日本語教育能力検定試験に合格した者を、一、二、三であげているが、四として、それらの資格を持っていない者も認めている。四に記されている「日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの」という「専門的な知識、能力」の内容はどこにも規定されていない。そこで、この時点での日本語教員養成主専攻、副専攻は、「専門的な知識、能力」を養成する唯一のものだとは規定されないのである。

ここには日本語教員に関する定義はあるが、その定義に従えば、上述のように日本語教員養成課程の単位修得は、専門性を保証する唯一の資格とはなっていないことが知られるのである。

## 8. 日本語教員の多様性と定義

1985年以降特に、日本語教育は多様化している。多様化した日本語教育は、私見では、次のように大別できる。(注3)

### 日本国内の日本語教育

大学諸機関での日本語教育

日本語学校（日本語教育施設）における予備教育としての日本語教育

初等・中等教育機関における外国人子弟に対する日本語教育

地域における日本語教育

企業人に対する日本語教育

その他

### 海外での日本語教育

大学諸機関での日本語教育

初等・中等教育機関における教科としての日本語教育

日本語学校等の日本語教育

移民社会が維持する日本人学校での日本語教育

その他

国内諸機関での日本語教育では、いずれも、今見てきた日本語教育施設の例と同様、日本語教員養成課程の単位修得が専門的資格の唯一の条件とはなっていない。こうした状況が、日本語教員とは何かを不明確にし、その専門性の明確な確立を遅らせ、ひいては、日本語教員の外延規定を困難にさせる状況をひきおこす背景となっているのである。

また、国内在住の外国人の増加に伴って、ボランティアによる地域日本語教育支援という、新たな領域が生まれた。こうした活動は、日本語教育専門家が足りないことや、どうしたら効率的な支援が可能かなどの研究が進まないことから、現実の課題解決を優先させた対症療法的活動が成されていることも多い。また、現実に立脚して、むしろ日本語に関する専門知識のないボランティアを積極的に組織し、活用する自治体もある。日本語教育学的な観点からいえば、ボランティアが地域人であることを生かし、学習者が地域の社会文化能力を向上させる効果を期待する体制ともいえる。ただし、日本語教員論からいえば、こうした支援にあたる人々を日本語教員もしくは日本語教師と呼ぶことができるか、という点が問題になる。日本語教育とは何か、また、日本語教師とは何かという、根幹の課題に関係してくる問題である。

## 9. 日本語教員とは何か

本稿では、日本語教員養成および日本語教育能力検定試験に関する文部省、文化庁の答申・報告書を中心にみていくことによって、担当省庁である文部省、文化庁などが示してきた理念の変遷に即しながら、日本語教員がどう定義されてきたかを整理した。

結論からいえば、次のようなことが指摘できたといえるだろう。

- (1)日本語教員とは何かに関して、外延規定がない。
- (2)日本語教員とはどうあるべきかという理念については記されてきた。
- (3)最新の日本語教員養成に関しては、日本語教育を行う根拠が示されていない。
- (4)最新の日本語教育能力検定試験に関しては、外延規定のみならず理念も示されていない。
- (5)日本語教育施設における日本語教員資格には、日本語教員養成課程の修得は必要条件となっていない。

(1)から(5)までは、日本語教員養成政策に関する整理である。これをみると、日本語教員とは何かについて明確に定義されているとはいえないばかりか、近年になるほど日本語教育や日本語教員とは何かという根幹的な問いが棚上げにされていく状況が分かる。また、日本語教育施設における日本語教員資格には、日本語教員養成課程の単位修得は必須ではない。そのことも、真面目に日本語教員養成や検定試験を考え、日本語教員とは何かという問いに真剣に答えることを妨げている要因のひとつとなっている可能性がないとはいえない。

「日本語教員とは何か」という課題をたて、過去の政策をふりかえることによって、上記のような一往の結論をみた。しかし、問題は、日本語教員養成において今後どの

ような教員を育てることが必要かという点である。紙幅はすでに超過している。実際に「日本語教員とは何か」に答えることは、まだ先の宿題とせざるをえない。

日本語教育観、日本語教員観を確立するためには、激しく変化する現実の把握なしには行いえない。日本語教育現場が多様である現実をみると、教育職員をも意味する日本語教員よりは、日本語教師という術語を用いることのほうが適切であるようにも思う。こうしたことも含めて、日本語教員養成や日本語教育能力試験を考察する上で日本語教師論が必要であることを指摘し、ひとまず稿をとじたい。

### 【注】

- (1) 国語教育研究所編 明治図書、1991年7月
- (2) ①から⑨は、⑩からの孫引きである。
- (3) 『講座日本語と日本語教育第15巻 日本語教育の歴史』(1991年刊行)に、戦後の日本語教育の発足と推移というブロックがあるが、そこは次のような構成になっている。

この時代には、まだ、地域における日本語教育というような分類はみられない。

一般成人のための日本語教育

幼少年のための日本語教育

留学生に対する日本語教育

大学などへの進学予備生のための日本語教育

技術研修員のための日本語教育

交際交流のための日本語教育

### 【参考文献】

- 沖裕子(2002)「信州における日本語教員養成」『内陸研究』第2号信州大学人文学部
- 木村宗男編(1991)『講座日本語と日本語教育15 日本語教育の歴史』明治書院
- 小出詞子(1974)「日本語教育の専門家」『日本語教育(特集日本語教師論)』25
- 椎名和男(1974)「派遣の立場から見た日本語教師」『日本語教育(特集日本語教師論)』25
- 水谷修(1974)「理想的日本語教師像を求めて—日本語を教えるための知識と技能を中心として—」『日本語教育(日本語教師論)』25
- 水谷修(2001)「日本語教育研究の基盤をどこに求めるか」『日本語教育』110
- 宮地裕(1974)「一二の基本問題について—日本語教師論に寄せて—」『日本語教育(特集日本語教師論)』25
- 山下暁美(1998)『解説 日本語教育史年表』国書刊行会